

久留米信愛短期大学研究倫理規程

(目的)

第1条 久留米信愛短期大学（以下「本学」と記す）は、研究を遂行する上で研究者の倫理規範を定め、本学が学術研究の信頼性と公正性を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 「研究者」とは、本学の教職員のみならず、本学において研究活動に従事する者を含み、学生であっても、研究に関わるときは「研究者」に準じるものとする。
- 2 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。
- 3 「発表」とは、自己の研究に関わる新たな知見・発見または専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

(基本理念)

- 第3条 研究者は、本学の理念を尊重し、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行しなければならない。
- 2 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等並びに国内の法令、告示及び本学の諸規定を遵守しなければならない。

(研究者の態度)

- 第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重とともに、研究倫理教育を受講するなど自己研鑽に努めなければならない。
- 2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。
- 3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究協力者、研究支援者等に対しては、感謝の意をもって接しなければならない。
- 4 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を被ることがないよう十分な配慮をしなければならない。
- 5 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種・性・地位・思想・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重しなければならない。
- 6 研究者は、人を対象とした研究を行う場合、対象者の人権を尊重し、対象者に不利益及び危険が生じないよう充分に配慮しなければならない。また、対象者に対する研究内容の説明、同意の確認方法、その他インフォームド・コンセントの手続きに関する事項等を倫理審査申請書に記載し、本学に提出しなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

- 第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者は、人間を対象とし、個人に関する情報の提供を受けて研究を行う場合には、当該対象者・個人等に対し、研究の目的や意義、情報の収集・利用方法について分かり易く説明し、明確な同意を得なければならない。

2 組織・団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データなどの提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、個人情報保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報等で個人を特定できるものは、これを他に漏らしてはならない。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第8条 研究者は、実験等に用いる機器、装置及び薬品、材料等が、研究に従事する者はもとより、学内外に危険を及ぼすことのないよう安全管理に努めなければならない。

2 研究で用いた薬品、材料等及び実験の過程で生じた廃棄物等は、法令等を遵守の上、自然環境に害を与えないよう処理しなければならない。

(情報・データ等の利用および管理)

第9条 研究者は、研究のために収集または作成した資料・情報・データ等については、それらの滅失・漏洩・改ざん等を防ぐため、適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集または作成した資料・情報・データ等については、それらを適切な期間保存しなければならない。なお、資料は原則10年間、試料は原則5年間が望ましい。

3 研究者は、研究データに開示の必要性が認められる場合には、開示しなければならない。

(研究成果の発表)

第10条 研究者は、自らの研究成果を広く社会に還元するため、また自らの専門領域における研究者相互の評価に参加するため、研究成果を積極的に公表しなければならない。

2 研究成果は、創造的思考と努力によって導かれた新たな知見・発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し、尊重するとともに、他者の知的財産を侵してはならない。

4 研究者は、研究成果の発表における不正な行為が大学および研究者に対する社会の信頼を損ねる行為であることを自覚し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 捏造（存在しないデータ・研究結果等を作成すること）

(2) 改ざん（データ・研究結果等を変造または偽造すること）

(3) 盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用すること）

5 研究成果における不適切な引用、引用上の不備、誇大な表現もしくは意図的に誤解を招

く表現などは、不正な行為とみなされるおそれがあり、研究者はこれらの行為を行ってはならない。

(オーサーシップ)

第 11 条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと評価された場合に、適切なオーサーシップが認められる。

(研究費の取扱)

第 12 条 研究者は、研究費が学生納付金、国、地方公共団体等からの補助金および財団等からの助成金・寄付金等によって賄われていることに留意し、研究費の適正な使用に努め、社会からの負託に応えなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究以外に使用してはならない。
- 3 研究者は、研究費の使用にあたっては、関係諸法令および学内の諸規則その他を遵守しなければならない。
- 4 研究者は、研究費の使途に関する書類等を適正に管理し、実績報告においては、研究遂行の事実を明瞭に記載しなければならない。
- 5 研究者は、競争的資金等の交付を受けるにあたり、本学に誓約書を提出しなければならない。

(公正な審査)

第 13 条 研究者は、研究助成金、学会賞等の審査又は学術誌の審査にあたる場合には、審査対象者に対して予断を持つことなく、学問的基準に基づいて公正な審査を行わなければならない。

- 2 前項の審査を行った研究者は、その過程で知り得た研究上の情報を、自らの研究に不当に利用し、また他に漏らしてはならない。

(本学の責務)

第 14 条 本学は、研究者の研究倫理意識を高めるため、必要な啓発および定期的な研修計画を策定し、実施するものとする。

- 2 本学は、本規程の運用を実効あるものにするため、久留米信愛短期大学研究倫理委員会を設ける。
- 3 久留米信愛短期大学研究倫理委員会に関する事項は、別にこれを定める。
- 4 研究活動における不正行為に関しては、「久留米信愛短期大学における研究活動の不正への対応に関する規程」等に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。